

# **第2次若狭町男女共同参画プラン**

**若狭町**

## はじめに



町のすべての計画は、町に暮らすみなさんの幸せを実現するために作成します。  
男女共同参画のプランも、この課題を通して幸せを実現することを目指すものです。  
ところで、幸せとはなんでしょうか？

ある物があるかどうかで、満たされているかどうかを判断する方法があります。これは客観的な幸せの測り方です。一方で、ある物がなくても幸せや希望を感じることもあります。これは、主観的な自分がそのように感じるかどうかの判断です。どちらも満たされていれば、いちばん幸せと想像できます。

ところが、いまいちど考えてみると、今ないものを求めること、チャレンジすること、チャレンジできること、そういった状態にあることに幸せや希望を感じるという経験が、みなさまにもあるのではないのでしょうか？

「挑戦できること」これが、幸せ1つのかたちととらえれば、幸せのあり方は、これまで以上に大きく広がる可能性のあるものとなりましょう。

男女共同参画の目標1つは、この「挑戦する幸せ」をだれもが実現できること、そのための環境づくりです。

さて、若狭町の大きなプロジェクトの1つに次世代定住促進があります。住んでいる人がこの町に住んで幸せだと感じる町であり、同時に幸せな生活を実現するために若狭町に住んでみたいと思う人が多い町であり続けることが、次世代定住促進で追及している課題です。この課題は、すべての人に居場所や活躍の場があり、いきいきと暮らせることが実感されることによって明るい展望を見ることができるようになります。

男女共同参画プランは、すべての人がその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためのものであるため、まさに次世代定住促進の課題と密接に結びつく内容でもあります。

若狭町においても、福井県においても、就学のためなどで県外に出る若者のうち、地元へUターンする人の割合は、女性の方が男性よりも少ないというデータがあります。これは、女性にとっての住みやすさとは何かを検討することにより、より魅力的な町となる可能性を秘めたデータと考えることができます。

このプランの推進と検証により、女性も男性も、若者も高齢者も、長く住み続けてきた人も、新しく住民になった人も、障がいを持つ人も、病気を抱えながら生活する人も、すべての人にとっての居場所と活動の場があり、課題があるときには声をあげることができる環境があり、住み続けたい、住んでみたい町であり続けるよう、住民のみなさまとともに取り組みを進めてまいります。

最後になりましたが、アドバイザーをつとめてくださいました塚本利幸先生、プラン策定にあたり活発な議論を重ね、生活に密着した深みのある答申をいただきました第2次若狭町男女共同参画プラン策定委員のみなさまに心より感謝申し上げます。

平成30年4月

若狭町長 森下 裕

## 第2次若狭町男女共同参画プランについて



若狭町男女共同参画プラン策定委員会アドバイザー  
福井県立大学 看護福祉学部 教授 塚本利幸

冒頭に、第2次若狭町男女共同参画プランに、策定委員会のアドバイザーとして関わらせていただく機会を得たことに、感謝を申し上げたい。

本プランについて、特筆すべきことは、男女共同参画プランが、住民の主体的な参加により、文字通り、男女共同参画の実践を通して、策定されたことである。性別も年齢も職業も経歴も異なる委員の皆さまが、対等な立場から、活発に意見を出し合い、熱心に議論を重ね、練り上げられたのが本プランである。男だから、女だから、高齢者だから、若者だから、といったステレオタイプによる決めつけや、権威主義的な雰囲気とは無縁の自由で闊達な討議を通して、本プランが策定されたことの意義は大きいと考える。委員各位によって実践され、共有された共同参画による取り組みを、若狭町に広げていくことが本プランの目標であるといえる。

策定委員会では、そのために、できるだけ分かりやすく、住民ひとりひとりの腑に落ちる目標の設定と表現が志向された。住民自らが、自分たちで考え、自分たちで組み立て、自分たちで言葉を選んだことで、誰にとっても理解が容易で、共感を持って受け入れやすいプランを策定することができたと考える。

また、前回のプランからの反省にもとづき、男女共同参画の推進状況を検証する方法や手続きについても盛り込み、より実効性の高いプランにすることが目指された。プランの策定のために委嘱された委員の皆さまが、若狭町をさらに住みよい町にしていくという目標に向けて、将来を見据えた継続性のあるスタンスで取り組まれたことに敬意を表したい。

策定委員会によって取りまとめられたプランが、広く住民に周知されること、プランの掲げる目標が尊重され、その実現に向けた取り組みが推進されること、また、検証のための手続きの実行にあたって最大限の努力がなされることを、アドバイザーとして期待したい。

平成30年3月



# もくじ

## 第1章：プラン策定の概要

- 1 プランの位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 プラン策定の背景
  - 3-1 国の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 3-2 福井県の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 3-3 若狭町における取り組みと現状・・・・・・・・・・ 6

## 第2章：第2次プランの目標と取り組み

- 1 プラン全体のビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 取り組みと目標達成の検証方法
  - 基本目標Ⅰ 性別にとらわれない平等意識を育みましょう・・・・・・・・ 10
  - 基本目標Ⅱ 地域の担い手としての意識を育てましょう・・・・・・・・ 12
  - 基本目標Ⅲ 仕事と家庭、地域活動の両立可能な働き方と活動をめざしましょう  
・・・・・・・・ 14

## 参考資料

- 1 国内外動向
- 2 町内意識調査の概要
- 3 第2次若狭町男女共同参画プラン策定委員会 会議記録
- 4 第2次若狭町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱
- 5 第2次若狭町男女共同参画プラン策定委員会名簿

# 第1章 プラン策定の概要

## 1 プランの位置づけ

このプランは、若狭町まちづくりプラン（第2次若狭町総合計画）のもと、男女共同参画社会の推進に向けた取り組みを行うための計画です。

町では「男女共同参画社会基本法（平成11年制定）」に基づき、平成25年度～29年度にかけての計画として「若狭町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

この第2次プランは、前回プランを見直すとともに、平成27年9月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現にむけての取り組みについて、計画策定するものです。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条に基づく推進計画として位置づけます。

## 2 プランの期間

本プランの期間は、平成30年度から平成34年度の5年間とします。

## 3 プラン策定の背景

### 3-1 国の取り組み

#### **第4次男女共同参画基本計画（平成27年）**

国では、男女共同参画基本法に基づき、平成37年度末までの「基本的な考え方」ならびに、平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」および「具体的な取組」を定めた第4次男女共同参画基本計画を平成27年12月に決定。

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会において、社会の多様性を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、男女共同参画を国における最重要課題として位置づけ、取り組みを進めています。

#### **第4次男女共同参画計画における目指すべき社会**

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

## 第4次男女共同参画計画における施策の基本的方向

- 第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- 第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- 第5分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第6分野 生涯を通じた女性の健康支援
- 第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### 3-2 県の取り組み

#### 第3次福井県男女共同参画計画(平成29年3月)

県では、男女共同参画および女性活躍社会の実現に向け、施策の基本的方向と具体策を明らかにし、県民一人ひとりが男女共同参画および女性活躍推進に取り組むための指針として「第3次福井県男女共同参画計画」を策定しました。この計画では、「第2次福井県男女共同参画計画」の考え方を継続し、「男女が共に家庭、職場、地域で希望を持って活躍できる社会」を目指すとしています。

#### 第3次福井県男女共同参画計画で福井県が目指す社会

- 1 性別に関わりなく多様な生き方やライフスタイルが選択できる社会
- 2 男女が共に子育てや介護をしながら働き続けられる社会
- 3 男女が家庭でも地域でも会社でも個性と能力を発揮し、活躍できるよう支え合う社会

#### 第3次福井県男女共同参画計画での施策の基本的方向

- I アクティブ・ウーマンが活躍する社会の実現
  - 1 女性活躍を積極的に進める企業の拡大
  - 2 女性のキャリアアップ支援
  - 3 働き方改革と両立支援の充実
  - 4 女性の創業・再就職の支援
- II 男女がともに楽しむライフスタイルの推進
  - 1 仕事も家庭も共に充実する生活の実現
  - 2 子育て・介護支援の充実

### Ⅲ 男女共立の次世代育成

- 1 家庭や学校における男女共同参画教育の普及
- 2 若者のライフデザイン支援

### Ⅳ 地域における男女共同参画の推進

- 1 地域活動における男女共同参画の推進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画促進

### Ⅴ 女性の安全・安心の確保

- 1 生涯を通じた女性の健康支援
- 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる社会づくりの推進
- 3 女性に対する暴力の根絶

## 3-3 若狭町における取り組みと現状

若狭町では、平成17年に三方町と上中町が合併する以前に、それぞれの町で策定された「三方町男女共同参画推進計画」「上中町男女共同参画基本計画」を踏まえ、平成25年「若狭町男女共同参画プラン」を策定しました。

町では「安心して参画できる環境づくり」を1つの方向性として、女性が安心して働ける環境を整えるため、保育サービスや子育て相談体制の充実、高齢者や障害者とその家族の支援など事業が充実するようつとめてきました。

家庭において、男性も女性も共に育児や介護に関する知識や技術を身につけられるよう、研修機会の充実も図ってきました。子育て世代にあっては、子育て支援センターで開催されるベビーマッサージ等の育児技術習得機会に、夫婦で共に参加する方も増えてきましたし、地域での高齢者の集いの場「サロン」を運営するサロンリーダー研修会や認知症理解等の介護知識・技術の研修機会においても男性参加が増えてきています。

一方「若い世代の理解は進んでいるが、世代間の感覚の隔たりが大きい」「女性の家庭内での負担は大きく、家庭外での役割を求められることは過重負担だ」「地域活動に女性の参画を求めたところ、女性の多くが『断りたい』との申し出をする」などの声が聞かれることがあります。が、実際はどのような状況になっているのでしょうか。

#### ■家事に関する意識と行動の隔たり

町内で意識調査を行ったところ、「食事の準備、掃除、洗濯などの家事」「子どもの世話や教育」「お年寄りなどの介護」は、年齢が上がるにしたがい女性に向いている役割と答える人が多くみられます。

ただ、「子どもの世話や教育」「お年寄りなどの介護」に関しては、全体のおよそ80%の人が「性別は関係ない役割」と認識していることから、世代間の差はあるもののどちらか一方が担うべきであるという認識は少ないようです。

実際の行動では「食事の支度や後片付け」「洗濯」においては、世代間を問わず女性が担っていることが顕著です。「性別は関係ない役割」と答える人が全体の半分近くいることを考えると、家事に関しては、意識と行動に隔たりが大きく、女性が多くを担っている項目といえそうです。



## 第2章：第2次プランの目標と取り組み

### 1 プラン全体のビジョン

#### コミュニケーションと相互理解

本計画全体のビジョン（方向性）を、「コミュニケーションと相互理解」とします。

これは、前回プランの「重点的な取り組み」として掲げられていたことの1つを引き続き掲げるものです。

このことの具体的な内容は「感謝を伝えることと相手を尊重すること」です。

だれもが自分らしくいることができ、得意分野を生かして活躍できる町・地域であるように、お互いを尊重し、支え合うことに参画していくイメージをあらわしています。

「自分らしくいることができる」というのは、男性だから、女性だから、お年寄りだから、子どもだから・・・といった「・・・だから・・・しなければならない」と決めつけられることなく生きることを認められるということです。

従来の男性・女性という性別だけでなく、LGBT（※）の方々の存在もよく知られるようになり、この方たちの生活上の困難を解消できるよう取り組むことも大切であると認識されるようになってきましたが、私たちは、あるときは多数派の側に立ち、あるときは少数派の側に立ちながら毎日の生活を送っています。

意思決定の機会への女性の参画が少ない現状は、女性の意見が少数派となる可能性が高いことの1つの例です。

もしかすると、おおむね多数派の側に立って生活している方もいらっしゃるかもしれませんが、病気などで支援を受ける権利のある立場になり、少数派の側に立つ経験をするようになる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そのように考えると、男性、女性に限らず、どのような立場であってもほかの立場の人のことを考えて物ごとを決めたり、少数派の人たちの意見にも耳を傾けるような仕組みが持っているかを確認することも大切です。

また、そのような仕組みややりとりを地域や職場、家庭内でも維持していくためには、ほかの人の立場を考え、感謝の気持ちを伝えたり、困ることがある場合には、そのことをきちんと伝えていくことも必要です。

一人ひとりが大切にされ、住み続けたい、住みたくなる町であるように、第1次プランの「重点的取り組み」である「コミュニケーションと相互理解」を継承し、若狭町での男女共同参画の取り組みを推進していきます。

※ LGBT・・・LGBTとは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の人々の総称を表す頭字語（頭文字をつづり合わせて作った言葉）

近年はLGBTに代わる呼称として「SOGI」も使用されることがあり、SOはセクシュアル・オリエンテーション（Sexual Orientation=性的指向）の、GIはジェンダー・アイデンティティー（Gender Identity=性自認）の頭文字。LGBT以外にも多様な性のあり方が存在すると言われている。

## 2 目標

ビジョンを実現するための基本目標を3つ掲げます。この3つの目標は、「ひとりひとり」「地域社会」「行政」がそれぞれの立場で進めていくものです。

目標が達成された状態のイメージと、それらをどのように検証するかについては、各基本目標ごとに次ページ以降に記します。ここでは、各目標ごとの背景を記します。

### 基本目標Ⅰ 学ぶ

#### 性別にとらわれない平等意識を育みましょう

性別などによって「男性だから・・・すべき」「女性だから・・・であることは当然」などと決めつけることなく、地域や職場、家庭において、その人らしく得意分野を生かして、活躍できることを目指すものです。

また「コミュニケーションの1つのかたち」と思っていたことが、相手にとって「困ること」である場合もあります。そのようなときは「がまんするべき」と決めつけるのではなく、勇気を持って「困ります」と伝えること、またそれを聞いた人はきちんと受け止め、課題として認識することを確認するものです。

### 基本目標Ⅱ 育つ

#### 地域の担い手としての意識を育てましょう

前回プランを通して町内の現在の状況を、第2次若狭町男女共同参画策定委員会で確認したところ、立場によってさまざまな意見があった中で、共通認識として浮かび上がってきたことが「（地域における）女性リーダーが少ないこと」でした。

人口が少なくなっていく現状のなか、地域の担い手としての男性の過重負担（いくつもの地域の役割を掛けもちするなど）も課題となってきています。このようななか「求められるなら役を引き受けよう」と思っている女性がいても、周囲に期待しない雰囲気があれば、せっかくの人材を生かしきれないことにもつながります。

また「人は急にリーダーになるわけではない」「リーダーにならなくても、地域の担い手として参画することが大切」「そのなかでリーダーは育つ」という意見も多く挙がりました。この目標は、それぞれの立場で活動に参加していくなかで「リーダーとしてふさわしい人」「挑戦しようとする人」を認め、応援することを目指すものです。その基盤として「地域の担い手として、みんなが参加していること」を目指します。

### 基本目標Ⅲ 支え合う

#### 仕事と家庭、地域活動の両立可能な働き方と活動を目指しましょう

仕事の負担が大きく家庭を顧みることができない。家庭内で担うべき役割が多すぎて仕事を断念せざるを得ない。地域活動や楽しみのための時間を持つことができない。

このような課題を、各家庭や個人の努力のみで解決する課題とすれば、大きな課題を抱える人が重い負担を抱え続けることとなります。

子育てや介護などを社会で支える仕組みを引き続き充実させるとともに、ワーク・ライフ・バランス（P15※参照）の考え方を企業などとも共有することが必要です。また、地域においてはみんなが参加できる活動とするため、効率化できるところを検討するなど、それぞれの分野において両立可能な活動を実現するための工夫を推進するものです。

## 目標設定と取り組み

### 基本目標Ⅰ 学ぶ

#### 性別にとらわれない平等意識を育みましょう

男性は・・・女性は・・・と決めつけていませんか？

性別にとらわれず共に輝く地域社会の実現のために、コミュニケーションと相互理解の継続的な実践につとめます

#### 「基本目標Ⅰ」のための取り組み

##### ひとり ひとり 学び 気づく

- ・講演会など学習機会に参加します。
- ・男の子だから、女の子だからと決めつけず個性を生かした子育てをします。
- ・配偶者やパートナーからの暴力をなくすなど、人権を守る意識をもって生活します。また、自分が困ったり、困っている人に気づいた場合は、勇気を持って専門機関に相談します。
- ・男女平等を妨げる要因に気づき、その解消のために声をあげていきます。

##### 地域社会では 見て見ぬふりをしない

- ・学校教育や地域活動の中で、男女が互いに尊重しながら学び合う意識を育てます。
- ・職場や集落などでの、男女の不平等意識に基づくハラスメント（いやがらせ）など、人権を侵害する動きに対して敏感に反応します。
- ・地域の中で、暴力やハラスメントなどに気づいた場合は、相談機関などにつながります。
- ・職場や集落などで自主的な学習の機会を作ります。

##### 町は 相談体制を整える

- ・人権意識啓発事業や福祉に関する事業など、さまざまな事業と連携し、性別にとらわれずお互いを尊重する意識を醸成するために、研修機会の充実を図ります。
- ・配偶者やパートナーからの暴力の定義などに関する正しい知識の普及を図り、相談窓口（裏表紙参照）を広く周知します。
- ・男女の不平等意識に基づくハラスメント（いやがらせ）に関する正しい知識の普及を図り、相談窓口（裏表紙参照）を広く周知します。
- ・相談に対しては、関係機関と連携して対応します。

**「基本目標 I 学ぶ 性別にとらわれない平等意識を育みましょう」を達成した状態は・・・**

- 男女の不平等意識に基づくハラスメント（いやがらせ）に気づくことができる地域社会となっています。
- 課題に気づいた場合、声をあげることができます。
- 課題を適切に相談機関につなげることができます。

**「基本目標 I」の確認内容・検証方法**

**ひとりひとり や 地域での確認内容**

- ・職場や集落などで、ハラスメントがあったり、相談があった際に、相談者個人の課題にせず、対応しているか？
- ・地域づくり協議会の役員などが、相談機関を知っているか？

**検証方法**

- ・DVに関する相談窓口や、人権相談の機会など、専門家のいる相談窓口を個人や地域に周知できているか？

検証方法①

各地域づくり協議会の役員等に、相談する機関や機会の情報共有の状況を確認（確認頻度：毎年）

検証方法②

「当事者になった場合に、声をあげられるか？」「相談する場所を知っているか？」について住民アンケートにより確認（確認時期：2021年度）

検証方法③

学びの場へ、参加する人や世代は幅広くなっているか？について、研修会アンケートなどで確認（確認時期：研修会でのアンケート実施）

## 基本目標Ⅱ 育つ

### 地域の担い手としての意識を育てましょう

ひとまかせ  
男性（女性）任せになっていませんか？

地域の担い手として、自らの意思による参画を大切にし、みんなが参加している地域社会をつくります

### 「基本目標Ⅱ」のための取り組み

ひとり  
ひとり  
できることから

- 人任せにせず、能動的に地域活動に参加する意識を持ち、地域の一員として、自分のことから参画します。
- 地域づくりについて、さまざまな人との意見交流をし、立場の異なる人の考え方にも耳を傾けます。また、その機会をつくるため、さまざまな地域活動やグループ活動に参加します。
- 将来の担い手を育てるため、子どものときから人の意見を聞くこと、自分の意見を述べることができ、行動できる人を育てます。

地域社会では  
みんなが主役

- だれもが参加しやすい場づくり、意見を言える場づくりに努めます。
- 女性や少数意見の立場となる人の視点を地域づくりに生かします。
- 町議会をはじめとして、地域での意思決定の場に女性が参画できているか確認します。
- 女性のリーダーを育てます。
- 慣習やしきたりの見直しによる伝統の維持と活性化について考えていきます。

町は  
チャレンジを支援

- 各種審議会・委員会等への女性登用を推進し、委員に占める女性の割合を増やします。
- 介護や子育てなど家庭における役割により、地域貢献活動に参画しづらい人への支援を行います。
- 関係機関と連携し、女性リーダー育成のための情報提供を行います。
- 女性や少数意見となる立場の人の声を生かすとりくみなど、さまざまな地域活動を共有できるよう、情報収集と情報提供に努めます。

**「基本目標Ⅱ 育つ 地域の担い手としての意識を育てましょう」を達成した状態は・・・**

- 意思決定の場に、女性が参画しています。
- さまざまな事情により、地域活動などに参加しづらい環境にある人を支援する仕組みが機能しています。

**「基本目標Ⅱ」の確認内容・検証方法**

**ひとりひとり や 地域での確認内容**

- ・集落や地域などでの意思決定の場において、女性参画がどのくらいの割合であるかを意識しているか？
- ・集落や地域などでの意思決定の場において、女性や少数意見となる立場の人の考えを生かす取り組み、女性の参画を促す取り組みがあるか？

**検証方法**

- ・町内のあらゆる意思決定の場において、女性の参画が30%（※）以上となっているか？を確認。

※「2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%以上とする目標」（第3次男女共同参画基本計画 平成22年12月閣議決定）を参考

評価方法①

町での各種審議会・委員会等や地域づくり協議会の役員に占める女性の割合を確認し、女性参画が進まない場合はその理由を調査（確認頻度：毎年）

評価方法②

各集落において、女性や少数意見となる立場の人の意見を反映させる取り組みがあるか、について聞き取り（確認時期：集落ヒアリングの際に調査）

評価方法③

地域の担い手として参画できているか住民アンケートによって調査。また、参画しづらい要因がどのように改善されると参画できるかについて調査（確認時期：2021年度）

## 基本目標Ⅲ 支え合う

### 仕事と家庭、地域活動の両立可能な働き方と活動を目指しましょう

それは男性（女性）にしかできないことですか？

だれもが、職場・家庭・地域で活躍できる環境を作るため、支え合います。

### 「基本目標Ⅲ」のための具体的な取り組み

思いやりを

ひとり  
ひとり

- ・家族の中で「いつも私だけが食事を作っている」「いつもだれかに掃除をしてもらっている」など、負担が特定の人に偏らないように、子どももお年寄りも、男性も女性も、みんなが「自分でできることは自分でする」努力をします。
- ・子育てや介護などについて学べる場に、男女がともに参加します。
- ・感謝の気持ちを伝え合います。また、困っていることがあるときは具体的に伝え合います。

あと片付けまでみんなで

地域社会では

- ・仕事や家庭生活が多忙な人でも、続けることのできる地域活動のあり方を検討します。
- ・お祭りなどの行事では「あと片づけまでみんなで行う」仕組みを取り入れます。
- ・男性も家事・育児・介護に参加できる環境づくりを目指します。
- ・子育て、介護など多重負担となっている人へのサポートを考えていきます。

両立できる環境づくり

町は

- ・男女がともに、介護や子育てなどの知識を深め、スキルアップができる機会を設けます。
- ・子育てや介護をしながら、安心して働ける環境を整えます。
- ・職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組が推進されるよう関係機関と連携して意識啓発を図ります。
- ・地域におけるワーク・ライフ・バランスの活動例などについて、情報共有を行えるよう、情報収集と情報提供に努めます。

**「基本目標Ⅲ 支え合う 仕事と家庭、地域活動の両立可能な働き方と活動を目指しましょう」を達成できた状態は・・・**

●ワーク・ライフ・バランス（※）がとれた（仕事・家庭・地域活動が無理なく調整できる）生活ができる環境が整っています。

※ワーク・ライフ・バランスのとれた社会・・・国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会

●子育てや介護などを、家庭内だけの課題にしないよう社会が支援する環境が整っています。

**「基本目標Ⅲ」の確認内容・検証方法**

**ひとりひとり や 地域での確認内容**

- ・仕事や家庭生活が多忙な人でも続けることのできる地域活動について検討しているか？
- ・企画する人と実際に活動する人（準備～あと片付けまで）のバランスがとれているなど、役割や負担が偏らない工夫をしているか？ また、負担を分かち合う行動がとれているか？

**検証方法**

- ・保育サービスや介護支援などの施策によって、両立できる環境が整えられているか？  
また、家庭内で男女が共に子育てや介護に取り組むための研修機会について周知できているか？

評価方法①

研修機会を知っているか？について住民アンケートにより調査。（女性活躍推進法推進計画関係）

また、子育てや介護によって仕事や地域活動などをあきらめた人について調査（女性活躍推進法推進計画関係）（確認時期：2021年度）

評価方法②

多重負担となる人が活動を続ける仕組みを検討しているか、地域づくり協議会や集落などに調査するとともに、仕組みづくりの妨げになる課題について調査（確認頻度：地域づくり協議会に対しては毎年、集落に対しては集落ヒアリング時）

## 若狭町男女共同参画プラン設置要綱

(設置)

第1条 若狭町における男女共同参画社会の実現及び発展に向けて、指針となる基本計画を策定するため、第2次若狭町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 男女共同参画プラン策定について、協議及び検討を行うこと。

2 その他、男女共同参画プラン策定について、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員会にアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総合戦略課が行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月3日から施行する。

## 若狭町第2次男女共同参画プラン策定委員会名簿

### ■委員

|      | 氏名     | 地域   |
|------|--------|------|
| 委員長  | 宮川 直美  | 熊川   |
| 副委員長 | 下島 芳和  | 瓜生   |
| 委員   | 渡辺 雅徳  | みそみ  |
| 委員   | 久保 香奈子 | 明倫   |
| 委員   | 熊谷 和子  | 明倫   |
| 委員   | 小堀 向日太 | きらやま |
| 委員   | 今井 ひろみ | きらやま |
| 委員   | 田中 正志  | 気山   |
| 委員   | 小畑 夕紀  | 西田   |
| 委員   | 吉村 真樹  | 鳥羽   |
| 委員   | 尾崎 恵里  | 三宅   |
| 委員   | 朝倉 収   | 三宅   |
| 委員   | 竹村 理衣  | 野木   |
| 委員   | 福井 眞寿美 | 野木   |

### ■アドバイザー

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 塚本 利幸 | 福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科 教授 |
|-------|-----------------------|

### ■事務局

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 泉原 功   | 総合戦略課課長             |
| 堀田 美名子 | 総合戦略課 国体推進・地域活性化室室長 |
| 河合 博文  | 総合戦略課 国体推進・地域活性化室   |
| 宮田 奏枝  | 総合戦略課 国体推進・地域活性化室   |

## 男女共同参画についての相談窓口

| 機関名                                       | 電話番号  | 内容   |
|---|---|--|
| 若狭町総合戦略課<br>若狭町中央1-1                      | 0770-45-9112  | 男女共同参画についての相談<br>地域づくりに関する情報提供・相談<br>起業・雇用に関する情報提供                                 |
| 若狭町福祉課<br>若狭町市場20-18                      | 0770-62-2703  | 子育てや介護などに関する相談   |
| 若狭町税務住民課<br>若狭町中央1-1                      | 0770-45-9106  | 人権に関する相談   |
| 福井県総合政策部<br>ふるさと県民局女性活躍推進課<br>福井市大手3-17-1 | 0776-20-0319  | 男女共同参画についての相談  |
| 福井県生活学習館相談室<br>(ユ-アイふくい)<br>福井市下六条町14-1   | 相談専用<br>0776-41-7111  | 女性総合相談<br>一般相談:夫婦・対人関係、配偶者等からの暴力など<br>こころの相談:臨床心理士による相談(要予約)<br>法律相談:弁護士による相談(要予約) |
| ふくい女性活躍支援センター<br>(ユ-アイふくい)                | 0776-41-4244  | 女性のキャリア相談、女性のための職業相談・紹介、保育所・子育て相談  |
| 福井県人権センター<br>福井市手寄1-4-1(アオッサ)             | 0776-29-2111  | 人権相談   |
| 二州健康福祉センター<br>敦賀市開町6-5                    | 0770-22-3747  | 配偶者からの暴力(DV)や家庭内の問題、結婚・離婚・男女問題での悩み相談、生活・就労相談、心理相談                                  |
| 若狭健康福祉センター<br>小浜市四谷町3-10                  | 0770-52-1300  | 配偶者からの暴力(DV)や家庭内の問題、結婚・離婚・男女問題での悩み相談、生活・就労相談、心理相談                                  |
| 敦賀警察署<br>敦賀市木崎12-18-1                     | 0770-25-0110  | ストーカー行為や配偶者からの暴力などの相談  |
| 小浜警察署<br>小浜市南川町16-27                      | 0770-52-0110  | ストーカー行為や配偶者からの暴力などの相談  |
| 福井県警察本部捜査第一課<br>福井市大手3-17-1               | レディーステレフォン<br>短縮ダイヤル #8103<br>0776-29-2110<br>フリーダイヤル<br>0120-292-170 | 性犯罪や性的いやがらせなどに関する相談  |
| 敦賀労働基準監督署<br>総合労働相談コーナー<br>敦賀市鉄輪町1-7-3    | 0770-22-0745  | 育児・介護休業などの労働条件に関する相談   |
| ハローワーク敦賀<br>敦賀市鉄輪町1-7-3                   | 0770-22-4220  | 職業相談や求人情報の提供、職業訓練や職業能力開発に関する情報の提供  |
| ハローワーク小浜<br>小浜市後瀬町7-10                    | 0770-52-1260  | 職業相談や求人情報の提供、職業訓練や職業能力開発に関する情報の提供  |